



# 茨城県報

第 1 3 3 8 号

平成14年 2 月14日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

●茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（女性青少年課）… 1

#### (人 事 委 員 会)

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

### 告 示

●大規模小売店舗の変更の届出（2件）（商業流通課）…………… 3

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（商業流通課）…………… 7

●臨時種畜検査の実施（畜産課）…………… 7

●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 7

●道路の供用の開始（道路維持課）…………… 8

#### (収 用 委 員 会)

●収用及び使用の裁決手続の開始の決定…………… 9

### 公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……………35

●県営土地改良事業計画の変更（5件）（農村計画課）……………35

●地籍調査の成果認証（農村環境課）……………37

●基幹道路の整備事業の完了（道路建設課）……………37

●建築士を対象とする講習の指定について（建築指導課）……………38

●軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）……………39

## 規 則

### 茨城県規則第 5 号

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例（平成13年茨城県条例第53号）の施行期日は、平成14年 4 月 1 日とする。

## (人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 2 月14日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第 1 号**

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第46条第 1 項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）

第46条第 4 項中「条例第13条第 3 項第 1 号及び第 4 項並びに第 7 項及び第 9 項」を「条例第13条及びこの条」に改める。

第55条の 4 中「規則第37条第 1 項本文の規定による管理職手当の支給割合が給料月額100分の22以上である職員」を「第37条第 1 項本文の規定による管理職手当の支給額が給料月額100分の22に相当する額以上である職員」に改める。

第55条の 8 第 1 項中「第 4 号から第 6 号」を「第 5 号から第 7 号」に改める。

第56条の 9 第 1 号中「第 5 号まで及び第 7 号」を「第 6 号まで及び第 8 号」に改める。

別表第11の備考第 3 項の表の注(2)中「無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年政令第325号）」を「電波法施行令（平成13年政令第245号）」に改める。

付則に次の 5 項を加える。

(特例一時金の支給を受ける職員)

11 条例付則第12項の規定により特例一時金の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日（次項において単に「基準日」という。）に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 法第28条第 2 項の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

(2) 条例第21条第 7 項の規定の適用を受ける職員

(3) 法第29条の規定により停職にされている職員

(4) 専従許可を受けている職員

(5) 派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

(6) 育児休業職員（育児休業法第 2 条第 1 項の規定による承認を受けている職員をいう。次項において同じ。）のうち、基準期間の全期間が無給期間である職員（条例付則第14項ただし書きに規定する職員をいう。）

(7) 大学院修学休業をしている職員

(8) 配偶者海外同行休暇の承認を受けている職員

(無給期間)

12 基準期間（条例付則第13項第 1 号に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の各月のうち、前項各号（第 6 号を除く。）に掲げる職員若しくは育児休業職員として在職した期間又は条例の適用を受ける職員（企業職員給与条例及び技能労務職員給与条例の適用を受ける職員を含む。）として在職した期間以外の期間が月の初日から末日までの全期間（基準日の属する月については、基準日）にわたらない月については、無給期間（給与条例付則第13項第 1 号に規定する無給期間をいう。次項及び第14項において同じ。）に含まれないものとする。

(無給期間がある職員の特例一時金の額)

13 給与条例付則第13項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、322円に基準期間のうち無給期間に含まれない月の

数を乗じて得た額とする。

- 14 給与条例付則第13項第2号の人事委員会規則で定める額は、3,864円（無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（特例一時金の支給日）

- 15 特例一時金の支給日は、3月15日とする。ただし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同月15日が土曜日に当たるときはその前日とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第11項から付則第15項までの規定は、平成13年4月1日から適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年茨城県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 7 当分の間、第3条第1項中「及び期末手当」とあるのは「、期末手当及び特例一時金」とする。

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第145号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏 名

渡 邊 正 道

(2) 住 所

牛久市南三丁目20番地10

- 2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久ショッピングプラザ

牛久市神谷6丁目1番地3 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,642㎡

(変更後) 3,242㎡

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

## ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成14年10月 2 日

上記(2)イ及びウ 平成14年 2 月 2 日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫
株式会社ふじもと	水戸市新原 1 - 2 - 18	藤 田 佳 宏
今川薬品株式会社	つくば市谷田部5634- 1	今 川 美 明
コスメテック・あいむ	牛久市神谷 2 - 12 - 9	佐々木 暁 美
有限会社花ぐるま	つくば市上広岡460-157	柳 下 盛 次
有限会社学園化学クリーニング	つくば市大字手子生1046	鈴 木 富 夫
株式会社カメラの清水	福島県いわき市植田町中央 1 - 4 - 15	清 水 信 弘

## イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 264台

(イ) 駐輪場の収容台数 141台

(ウ) 荷さばき施設の面積 35㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 56㎡

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の出入口の数

3 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時～午後 2 時

## 3 届出年月日

平成14年 2 月 1 日

~~~~~

## 茨城県告示第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

小山ステーション開発株式会社

代表取締役 村 山 暢 彦

## (2) 住 所

栃木県小山市城山町 3 丁目 3 番22号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古河駅ビル

古河市本町 1 丁目1505番 3 号

## (2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

## (3) 変更する年月日

平成14年 9 月25日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                             | 代表者氏名   |
|-------------|---------------------------------|---------|
| 株式会社いいの     | 埼玉県戸田市笹目 3 - 18 - 12            | 飯 野 忠   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条町賀茂工業団地                | 矢 野 博 文 |
| 株式会社ニュークイック | 神奈川県茅ヶ崎市浜竹 3 - 4 - 43           | 清 水 富士雄 |
| 有限会社八百義     | 千葉県千葉市美浜区高浜221                  | 大 野 義 夫 |
| 吉川水産株式会社    | 東京都世田谷区南烏山 5 - 9 - 1            | 吉 川 花 枝 |
| 株式会社タジマヤ    | 東京都台東区根岸 5 - 7 - 4              | 田 島 力   |
| 株式会社清水水産    | 東京都品川区豊町 5 - 13 - 14            | 清 水 庄 司 |
| 株式会社ワイエフ    | 埼玉県所沢市北秋津720- 7<br>ガーデン細淵ビル 2 F | 中 澤 健 也 |
| 和幸フーズ株式会社   | 神奈川県藤沢市南藤沢21- 1                 | 日比生 信 一 |
| 株式会社京樽      | 東京都中央区日本橋 2 - 1 - 10 柳家ビル内      | 田 中 常 泰 |
| 有限会社今昔亭     | 群馬県太田市矢場町2871- 3                | 佐 藤 孝 夫 |

| 氏名又は名称      | 住 所                 | 代表者氏名   |
|-------------|---------------------|---------|
| 株式会社大垣食品    | 栃木県宇都宮市鶴田町3342-14   | 大 垣 政 江 |
| 有限会社大戸水産    | 千葉県浦安市富士見 2-8-7     | 大 戸 清 二 |
| 小山駅ビル商事株式会社 | 栃木県小山市城山町 3-3-22    | 村 山 暢 彦 |
| 秋本食品株式会社    | 神奈川県藤沢市天神町 2-1-5    | 秋 本 幸 男 |
| 有限会社蛸屋菓子店   | 栃木県小山市本郷町 2-8-26    | 早 坂 一 幸 |
| 株式会社丸山園     | 東京都新宿区内藤町 1         | 井ヶ田 文 一 |
| 株式会社小山きんか   | 東京都墨田区大平 1-8-1      | 小 林 金 男 |
| 有限会社志木      | 埼玉県比企郡小川町東小川 2-3-10 | 米 田 広 一 |
| 株式会社甘栗太郎    | 東京都千代田区神田松永町11      | 田 中 康 則 |
| 株式会社ボンドール   | 埼玉県さいたま市常磐10-3-15   | 増 田 郁 子 |
| 株式会社めた屋商事   | 古河市中央町 3-8-5        | 野 村 久 男 |
| 山崎製パン株式会社   | 猿島郡総和町丘里 7          | 飯 島 延 浩 |
| 株式会社かもじや本店  | 古河市中央町 1-2-33       | 五百部 毅 一 |
| 株式会社第一花壇    | 埼玉県さいたま市大字大谷973-2   | 森 田 美代子 |
| 有限会社東京堂     | 古河市本町 2-5-39        | 井 上 民 利 |
| 有限会社モアモア    | 栃木県宇都宮市泉町 2-18      | 清 水 芳 美 |
| 有限会社一文      | 埼玉県桶川市田谷6280        | 細 田 文 江 |
| 有限会社東日本通商   | 埼玉県熊谷市新堀817         | 栗 原 志 功 |

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,215㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 97台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 198台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 230㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 64㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前10時  
 閉店時刻 午後 8 時  
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間  
 (ウ) 駐車場の出入口の数  
 2箇所  
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時～午後 8 時

3 届出年月日

平成14年 1 月29日

~~~~~

**茨城県告示第147号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 大規模小売店舗の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

名 称 常陸太田市ショッピングセンター

所在地 常陸太田市埴町2952 外

**(2) 届出の概要****ア 届出の種類及び届出の公告日**

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成13年10月 4 日

**イ 変更しようとする事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 ジャスコ株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡 田 元 也

住 所 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地

(変更後) 名 称 イオン株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡 田 元 也

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

**2 市町村の意見**

市町村名	意見の概要	理由
常陸太田市	特になし	

**茨城県告示第148号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号並びに家畜改良増殖法施行規則第 2 条第 2 項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

検査年月日	検査場所
平成14年 3 月18日	下妻市大字比毛河原143 茨城県広域豚人工授精場

**茨城県告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市大字寺田字堀尻3977番 2 地先から	旧	メートル 最大 22.0 最小 11.0	メートル 100	
		取手市大字寺田字堀尻3976番 2 地先まで	新	最大 34.5 最小 11.0

## 茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 境間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字下大野字丸山 2008番 8 から	旧	メートル 最大 9.7 最小 9.7	メートル 104	
		猿島郡総和町大字下大野字丸山 2007番 1 まで	新	最大 12.7 最小 9.7

## 茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 境間々田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字下大野字丸山2008番 8 から  
猿島郡総和町大字下大野字丸山2007番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 2 月14日



## (収 用 委 員 会)

## 茨城県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成14年 2 月14日

茨城県収用委員会会長 中 井 川 昇 一

- 1 起業者の名称 日本鉄道建設公団
- 2 事業の種類  
常磐新線秋葉原・つくば間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在，地番，地目及び地積等  
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及び権利の種類  
別表のとおり

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		取用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	取用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
	公簿	現況	公簿	実測			氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
2573番	田	田	1,255	1253.76	125.02	別添地積測量図①中P1, P3, P7及びP5で囲まれる部分	登記名義人 塚越 利雄 (登記簿上、表示上の錯誤により堀越利雄となつてゐる。) 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 薫子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東畑戸1663番地の2	なし	なし	なし	なし

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地 目		面 積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
	公簿	現況	公簿	実測			氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
2573番	田	田	1,255	1253.76	6.71	別添地積測量図①中P2, P1, P5及びP6で囲まれる部分	登記名義人 塚越 利雄 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越利雄となっている。) 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分 2分の1 塚越 たみ 法定相続分 6分の1 塚越 正代 法定相続分 6分の1 塚越 恵子 法定相続分 6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東地戸 1 6 6 3 番地の2	なし	なし	なし	なし

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地 目		面 積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 名		所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏 名	住 所	氏名	住所	種類	登記申請書の受付年月日及び番号	
2573番	川	川	1,255	1253.76	6.70	別添地積測量図①中P3, P4, P8及びP7で囲まれる部分	登記名義人 塚越 利雄 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越利雄となっている。) 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分 2分の1 塚越 たみ 法定相続分 6分の1 塚越 正代 法定相続分 6分の1 塚越 恵子 法定相続分 6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東橋戸 1 6 6 3 番地の 2	なし	なし	なし	なし	



別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地 目		面 積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
2574番	田	田	127	120.24	0.64	別添地積測量図②中P6, P5, P23及びP24で囲まれる部分	登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 実 11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 恒雄 平藤 昭和 31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 重雄 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩 持分8分の1 小池 實 持分8分の1 小池 恒雄 持分8分の1 小林 重雄 持分8分の1 塚越 重 持分8分の1 小池 清一	茨城県筑波郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子 持分8分の1 小野村 勇	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東樋戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地			

別 表

裁判手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地 目		面 積 (㎡)		使用裁判手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁判手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
	公簿	現況	公簿	実測			氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
2574番	田	田	127	120.24	0.64	別添地積測 別添図②中P7, P8, P10及びP9で開かれる部分	<p>登記名義人 持分8分の1 小池 吉                      大正8年5月1日同人死亡のため                      四郎 監督相続人 小池 てい 大正8年                      11月23日同人入夫婚姻のため家督                      相続人 小池 平蔵 昭和31年2月                      8日同人死亡のため相続人 小池 フ                      カ 平成9年4月23日同人死亡のため                      相続人 小池 浩</p> <p>持分8分の1 小池 實</p> <p>持分8分の1 小池 恒雄</p> <p>持分8分の1 小林 重雄</p> <p>持分8分の1 塚越 重</p> <p>持分8分の1 小池 清一</p> <p>登記名義人 持分8分の1 塚越利雄                      平成11年8月2日同人死亡のため法                      定相続人である次の者                      法定相続分2分の1 塚越 たみ                      法定相続分6分の1 塚越 正代                      法定相続分6分の1 塚越 蕙子                      法定相続分6分の1 田村 啓子</p> <p>持分8分の1 小野村 勇</p>	<p>茨城県筑波郡石下町大字新石下3614番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地                      茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地                      茨城県筑波郡谷和原村大字東郷戸1663番地の2</p> <p>茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地</p>	なし	なし	なし	なし

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		収用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	収用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	氏名	住 所	土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測					氏名	住所	権利の種類
2575番	田	田	100	115.41	11.58	別添地積測量図⑩中P23, P9, P13及びP11で囲まれる部分	登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 ロカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩 持分8分の1 小池 實 持分8分の1 小池 恒雄 持分8分の1 小林 重雄 持分8分の1 塚越 重 持分8分の1 小池 清一	茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地	なし	なし	なし
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 真子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東廻戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地			
							持分8分の1 小野村 勇				



別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地名		住所		土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏名	住所	氏名	住所	種類	登記申請書の受付年月日及び番付	
2575番	川	川	100	115.41	0.62	別添地積測量図②中P24、P23、P11及びP12で明される部分	登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 ワカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩	茨城県筑波郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地	なし	なし	なし	なし	
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字取相戸1663番地の2					
							持分8分の1 小野村 勇	茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地					

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地名		住 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏 名	住 所	氏名	住所	種類	登記申請書の受付年月日及び番号	
2575番	川	川	100	115.41	0.61	別添地積測量図④中P19, P10, P14及びP13で囲まれる部分	登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 ワカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩	茨城県筑波郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地	なし	なし	なし	なし	
							持分8分の1 小池 貴 持分8分の1 小池 恒雄 持分8分の1 小林 重雄 持分8分の1 塚越 重 持分8分の1 小池 清一	茨城県筑波郡伊奈町大字青木8836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字取廻戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地					
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子						
							持分8分の1 小野村 勇						

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に關して權利を有する關係人の氏名、住所及びその權利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		収用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	収用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地名		住所		土地に關して權利を有する關係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏名	住 所	氏名	住所	權利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号	
2576番	III	III	110	98.77	9.83	別添地積測圖④中P11, P13, P17及びP15で明まれる部分	持分8分の1 小林 重雄 登記名義人 持分8分の1 塚越 皆治 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越 皆次となっている。) 大正7年12月20日同人隠居のため家督相続人 塚越 米次郎 昭和8年2月23日同人死亡のため家督相続人 塚越 重	茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地  茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地	なし	なし	なし	なし	
							登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婿姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 ワカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩	茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地					
							登記名義人 持分8分の1 小池 慶治 (登記簿上、表示上の錯誤により小池 慶次となっている。) 明治36年3月7日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和11年9月30日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和18年5月16日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄	茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地					
							持分8分の1 小池 實 持分8分の1 小池 清一						
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字取廻戸1663番地の2					
							持分8分の1 小野村 勇	茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地					

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地名		所有者		土地に関して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測			氏名	住所	氏名	住所	種類	登記申請書の受付年月日及び番号	
2576番	田	田	110	98.77	0.52	別添地積測量図④中P12, P11, P15及びP16で明らかになる部分	持分8分の1 小林 重雄	茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地	なし	なし	なし	なし	
							登記名義人 持分8分の1 塚越り塚治 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越 皆次となっている。) 大正7年12月20日同人隠居のため家督相続人 塚越 米次郎 昭和8年2月23日同人死亡のため家督相続人 塚越 重	茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地					
							登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平藤 昭和31年2月28日同人死亡のため相続人 小池 力 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩	茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地					
							登記名義人 持分8分の1 小池 慶治 (登記簿上、表示上の錯誤により小池 慶次となっている。) 明治36年3月7日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和11年9月30日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和18年5月16日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄	茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地					
							持分8分の1 小池 實	茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地					
							持分8分の1 小池 清一	茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地					
							登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である下記の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東櫛戸1663番地の2					
							持分8分の1 小野村 勇	茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地					

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に關して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	氏名	土地名	住所	土地に關して権利を有する関係人		
	公簿	現況	公簿	実測						氏名	住所	権利の種類
2576番	川	川	110	98.77	0.52	別添地積測量図④中PI3, P14, P18及びPI17で囲まれる部分	持分8分の1 小林 重雄 登記名義人 持分8分の1 塚越 治 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越 治と誤記されている。) 大正7年1月20日同人隠居のため家督相続人 塚越 米次郎 昭和8年2月23日同人死亡のため家督相続人 塚越 重 登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年1月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平藏 昭和31年2月8日同人死亡のため家督相続人 小池 力 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩 登記名義人 持分8分の1 小池 慶治 (登記簿上、表示上の錯誤により小池 慶次となっている。) 明治36年3月7日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和11年9月30日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和18年5月16日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄 持分8分の1 小池 實 持分8分の1 小池 清一 登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である下記の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 萬子 法定相続分6分の1 田村 啓子 持分8分の1 小野村 勇	茨城県筑波郡伊奈町大字青木8004番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木8003番地 茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東郷戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地	なし	なし	なし	



別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	氏名	土地名	住所	土地に関して権利を有する関係人			
	公簿	現況	公簿	実測						氏名	住所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
2577番	田	田	100	102.23	0.54	別添地積測量図④中P16, P15, P19及びP20で囲まれる部分	持分8分の1 小林 重雄 登記名義人 持分8分の1 塚越 皆越 (登記簿上, 表示上の錯誤により塚越 皆次となっている。) 大正7年12月20日同人隠居のため家督相続人 塚越 米次郎 昭和8年2月23日同人死亡のため家督相続人 塚越 重 登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人夫婦姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月28日同人死亡のため相続人 小池 フカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩 登記名義人 持分8分の1 小池 慶治 (登記簿上, 表示上の錯誤により小池 慶次となっている。) 明治36年3月7日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和11年9月30日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和18年5月16日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄 持分8分の1 小池 實 持分8分の1 小池 清一 登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である下記の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 恵子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東福戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地	なし	なし	なし	なし	

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

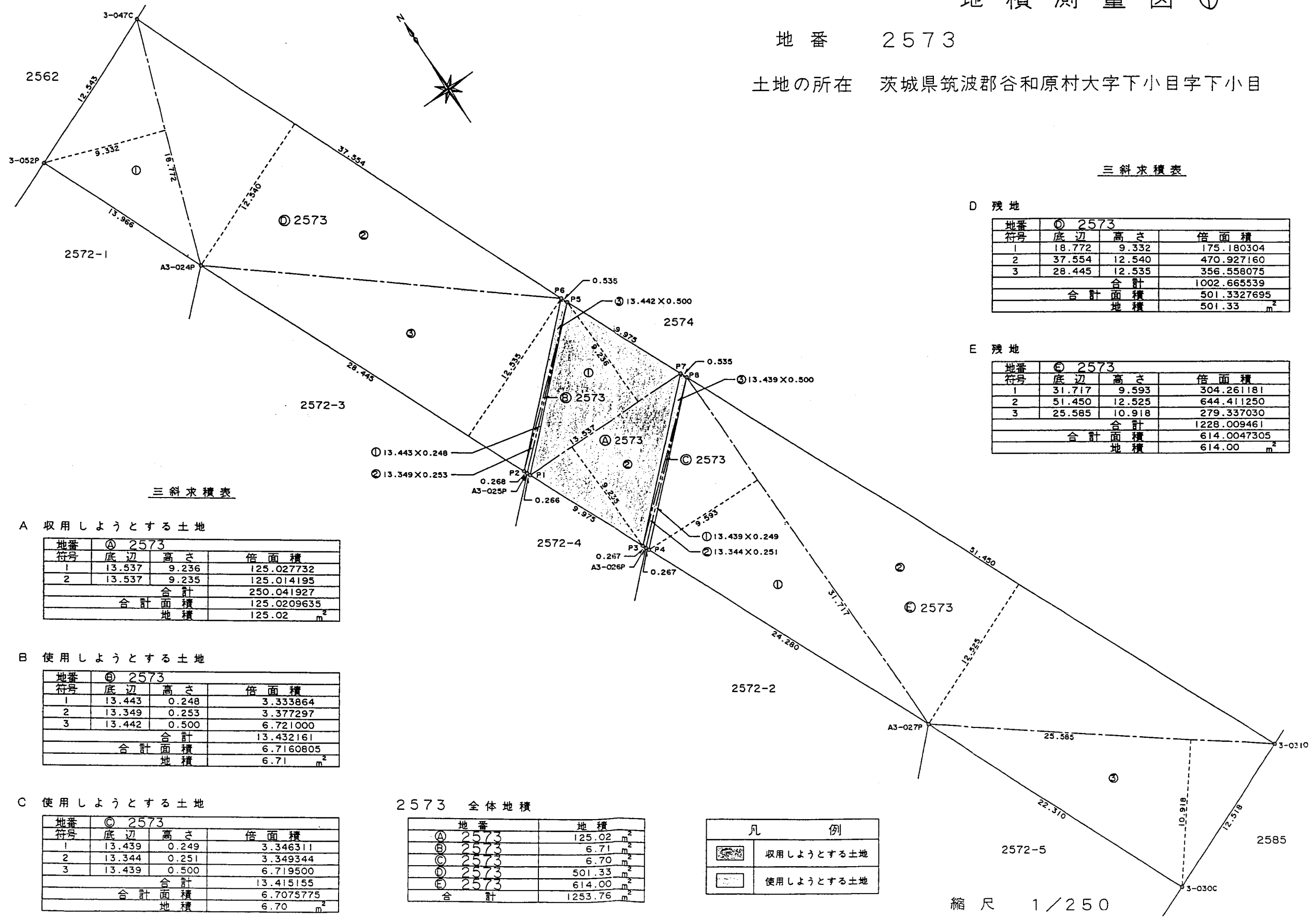
地番	地目		面積 (㎡)		使用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	使用裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
	公簿	現況	公簿	実測			氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
2577番	川	川	100	102.23	0.54	別添地積測量図⑤中P17, P18, P22及びP21で囲まれる部分	持分8分の1 小林 重雄 登記名義人 持分8分の1 塚越り察治 (登記簿上、表示上の錯誤により塚越 皆次となっている。) 大正7年12月20日同人隠居のため家督相続人 塚越 米次郎 昭和8年2月23日同人死亡のため家督相続人 塚越 重 登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正8年11月23日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和31年2月28日同人死亡のため相続人 小池 フカ 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 岩 登記名義人 持分8分の1 小池 慶治 (登記簿上、表示上の錯誤により小池 慶次となっている。) 明治36年3月7日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和11年9月30日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和18年5月16日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄 持分8分の1 小池 賢 持分8分の1 小池 清一 登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である下記の者 法定相続分2分の1 塚越 たみ 法定相続分6分の1 塚越 正代 法定相続分6分の1 塚越 萬子 法定相続分6分の1 田村 啓子	茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地 茨城県結城郡石下町大字新石下3614番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東廻戸1663番地の2 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地	なし	なし	なし	なし



# 地積測量図①

地番 2573

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



三斜求積表

D 残地

地番 ㊦ 2573			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	18.772	9.332	175.180304
2	37.554	12.540	470.927160
3	28.445	12.535	356.558075
合計			1002.665539
合計面積			501.3327695
地積			501.33 m <sup>2</sup>

E 残地

地番 ㊧ 2573			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	31.717	9.593	304.261181
2	51.450	12.525	644.411250
3	25.585	10.918	279.337030
合計			1228.009461
合計面積			614.0047305
地積			614.00 m <sup>2</sup>

三斜求積表

A 取用しようとする土地

地番 ㊨ 2573			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	13.537	9.236	125.027732
2	13.537	9.235	125.014195
合計			250.041927
合計面積			125.0209635
地積			125.02 m <sup>2</sup>

B 使用しようとする土地

地番 ㊩ 2573			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	13.443	0.248	3.333864
2	13.349	0.253	3.377297
3	13.442	0.500	6.721000
合計			13.432161
合計面積			6.7160805
地積			6.71 m <sup>2</sup>

C 使用しようとする土地

地番 ㊪ 2573			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	13.439	0.249	3.346311
2	13.344	0.251	3.349344
3	13.439	0.500	6.719500
合計			13.415155
合計面積			6.7075775
地積			6.70 m <sup>2</sup>

2573 全体地積

地番	地積
㊨ 2573	125.02 m <sup>2</sup>
㊩ 2573	6.71 m <sup>2</sup>
㊪ 2573	6.70 m <sup>2</sup>
㊦ 2573	501.33 m <sup>2</sup>
㊧ 2573	614.00 m <sup>2</sup>
合計	1253.76 m <sup>2</sup>

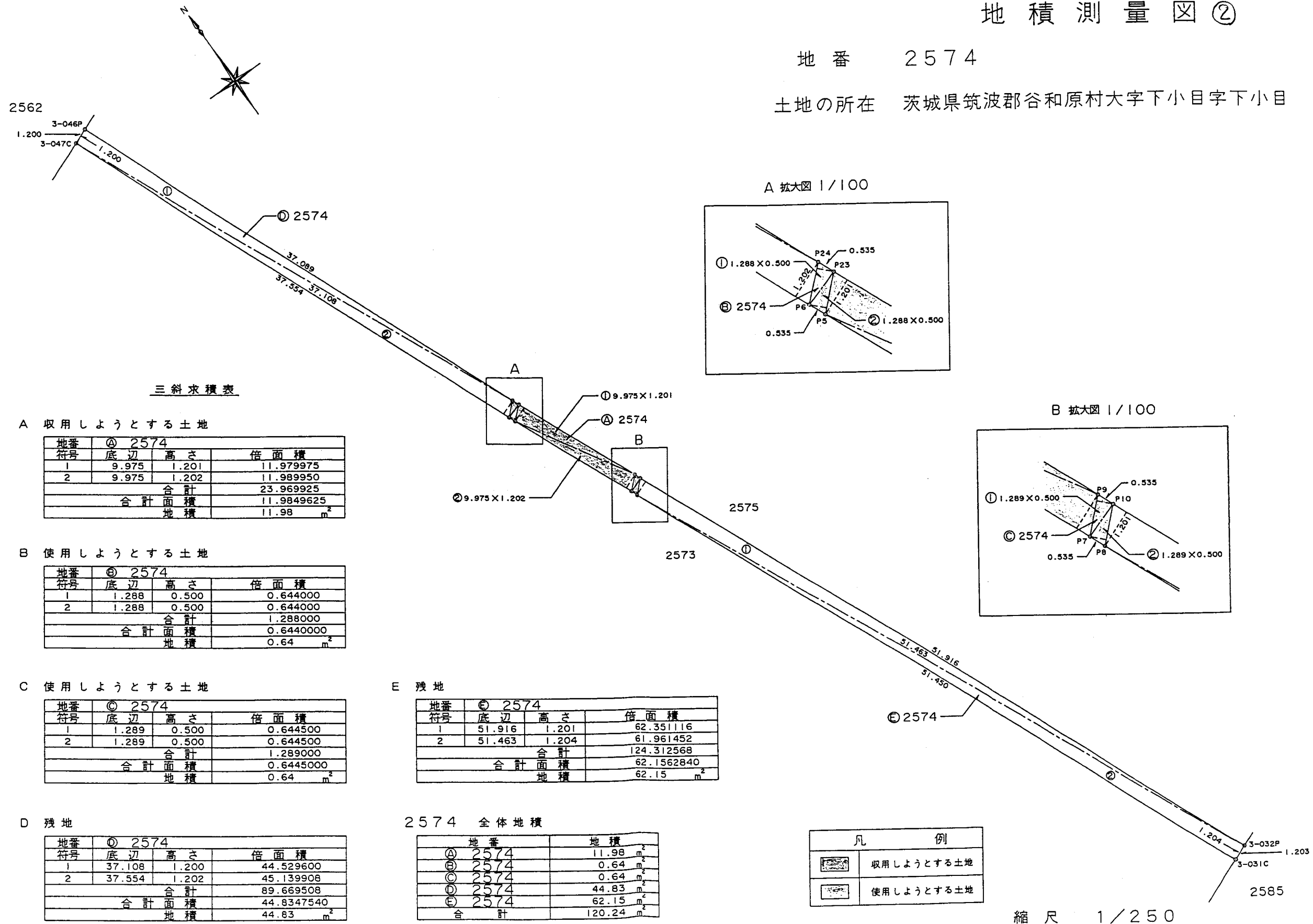
凡 例	
	取用しようとする土地
	使用しようとする土地

縮尺 1/250

# 地積測量図②

地番 2574

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



三斜求積表

A 収用しようとする土地

地番 ㊸ 2574			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	9.975	1.201	11.979975
2	9.975	1.202	11.989950
合計			23.969925
合計面積			11.9849625
地積			11.98 m <sup>2</sup>

B 使用しようとする土地

地番 ㊹ 2574			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.288	0.500	0.644000
2	1.288	0.500	0.644000
合計			1.288000
合計面積			0.6440000
地積			0.64 m <sup>2</sup>

C 使用しようとする土地

地番 ㊺ 2574			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.289	0.500	0.644500
2	1.289	0.500	0.644500
合計			1.289000
合計面積			0.6445000
地積			0.64 m <sup>2</sup>

D 残地

地番 ㊻ 2574			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	37.108	1.200	44.529600
2	37.554	1.202	45.139908
合計			89.669508
合計面積			44.8347540
地積			44.83 m <sup>2</sup>

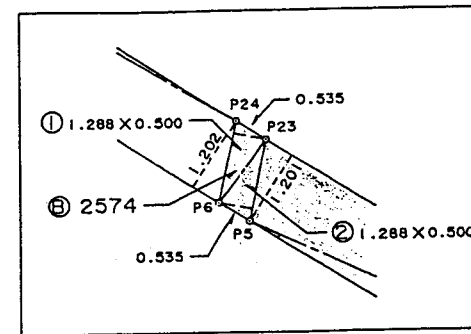
E 残地

地番 ㊼ 2574			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	51.916	1.201	62.351116
2	51.463	1.204	61.961452
合計			124.312568
合計面積			62.1562840
地積			62.15 m <sup>2</sup>

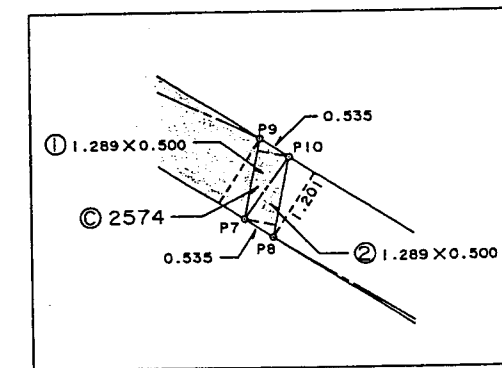
2574 全体地積

地番	地積
㊸ 2574	11.98 m <sup>2</sup>
㊹ 2574	0.64 m <sup>2</sup>
㊺ 2574	0.64 m <sup>2</sup>
㊻ 2574	44.83 m <sup>2</sup>
㊼ 2574	62.15 m <sup>2</sup>
合計	120.24 m <sup>2</sup>

A 拡大図 1/100



B 拡大図 1/100



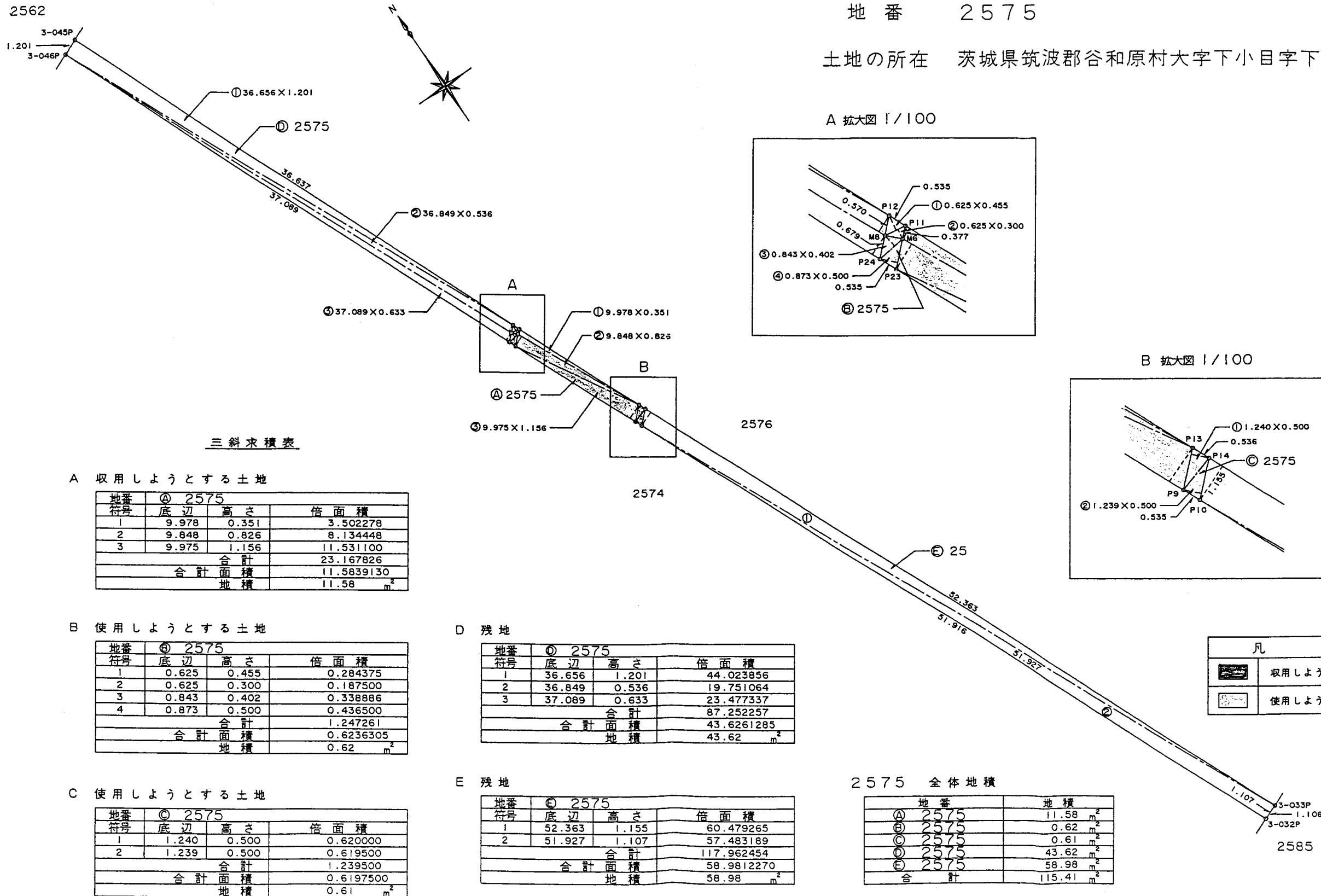
凡 例	
	収用しようとする土地
	使用しようとする土地

縮尺 1/250

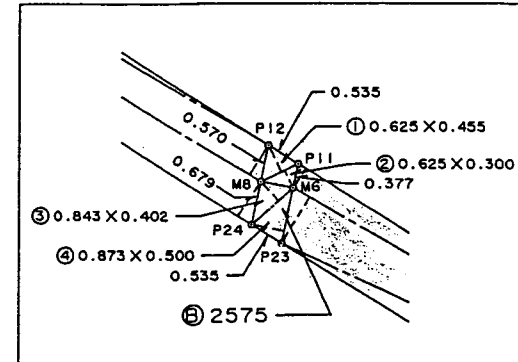
# 地積測量図③

地番 2575

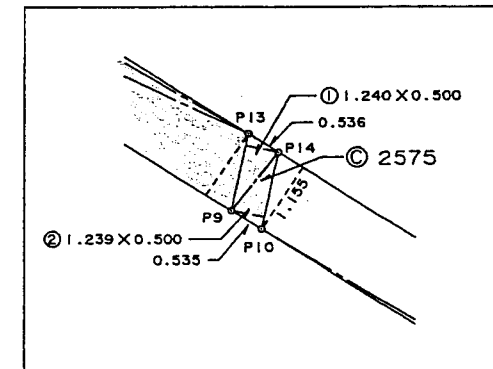
土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



A 拡大図 1/100



B 拡大図 1/100



三斜求積表

A 取用しようとする土地

地番	㊸ 2575		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	9.978	0.351	3.502278
2	9.848	0.826	8.134448
3	9.975	1.156	11.531100
合計			23.167826
合計面積			11.5839130
地積			11.58 m <sup>2</sup>

B 使用しようとする土地

地番	㊹ 2575		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	0.625	0.455	0.284375
2	0.625	0.300	0.187500
3	0.843	0.402	0.338886
4	0.873	0.500	0.436500
合計			1.247261
合計面積			0.6236305
地積			0.62 m <sup>2</sup>

C 使用しようとする土地

地番	㊺ 2575		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.240	0.500	0.620000
2	1.239	0.500	0.619500
合計			1.239500
合計面積			0.6197500
地積			0.61 m <sup>2</sup>

D 残地

地番	㊻ 2575		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	36.656	1.201	44.023856
2	36.849	0.536	19.751064
3	37.089	0.633	23.477337
合計			87.252257
合計面積			43.6261285
地積			43.62 m <sup>2</sup>

E 残地

地番	㊼ 2575		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	52.363	1.155	60.479265
2	51.927	1.107	57.483189
合計			117.962454
合計面積			58.9812270
地積			58.98 m <sup>2</sup>

2575 全体地積

地番	地積
㊸ 2575	11.58 m <sup>2</sup>
㊹ 2575	0.62 m <sup>2</sup>
㊺ 2575	0.61 m <sup>2</sup>
㊻ 2575	43.62 m <sup>2</sup>
㊼ 2575	58.98 m <sup>2</sup>
合計	115.41 m <sup>2</sup>

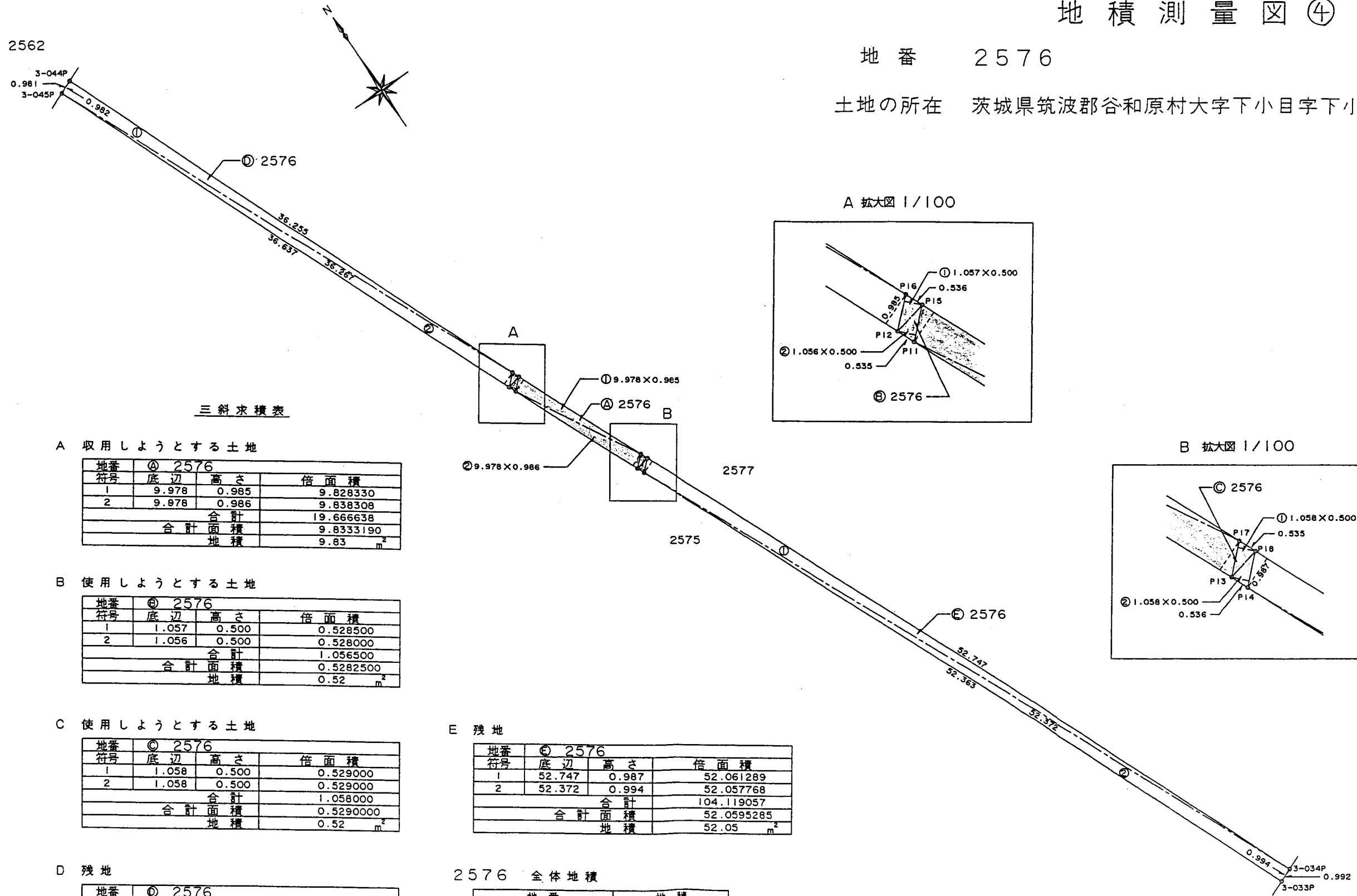
凡 例	
	取用しようとする土地
	使用しようとする土地

縮尺 1/250

# 地積測量図④

地番 2576

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



三斜求積表

A 取用しようとする土地

地番 ㊦ 2576			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	9.978	0.985	9.828330
2	9.978	0.986	9.838308
合計			19.666638
合計面積			9.8333190
地積			9.83 m <sup>2</sup>

B 使用しようとする土地

地番 ㊦ 2576			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.057	0.500	0.528500
2	1.056	0.500	0.528000
合計			1.056500
合計面積			0.5282500
地積			0.52 m <sup>2</sup>

C 使用しようとする土地

地番 ㊦ 2576			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.058	0.500	0.529000
2	1.058	0.500	0.529000
合計			1.058000
合計面積			0.5290000
地積			0.52 m <sup>2</sup>

D 残地

地番 ㊦ 2576			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	36.267	0.982	35.614194
2	36.637	0.985	36.087445
合計			71.701639
合計面積			35.8508195
地積			35.85 m <sup>2</sup>

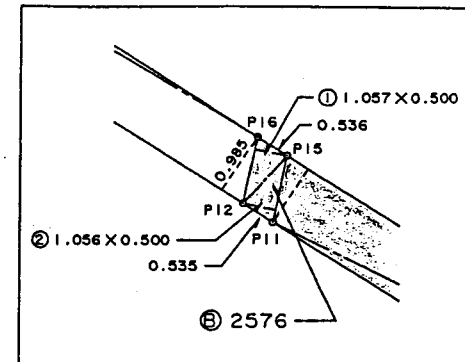
E 残地

地番 ㊦ 2576			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	52.747	0.987	52.061289
2	52.372	0.994	52.057768
合計			104.119057
合計面積			52.0595285
地積			52.05 m <sup>2</sup>

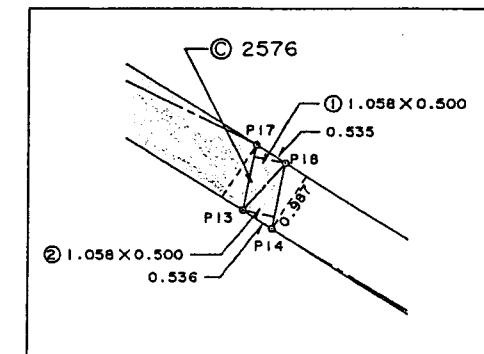
2576 全体地積

地番	地積
㊦ 2576	9.83 m <sup>2</sup>
㊦ 2576	0.52 m <sup>2</sup>
㊦ 2576	0.52 m <sup>2</sup>
㊦ 2576	35.85 m <sup>2</sup>
㊦ 2576	52.05 m <sup>2</sup>
合計	98.77 m <sup>2</sup>

A 拡大図 1/100



B 拡大図 1/100



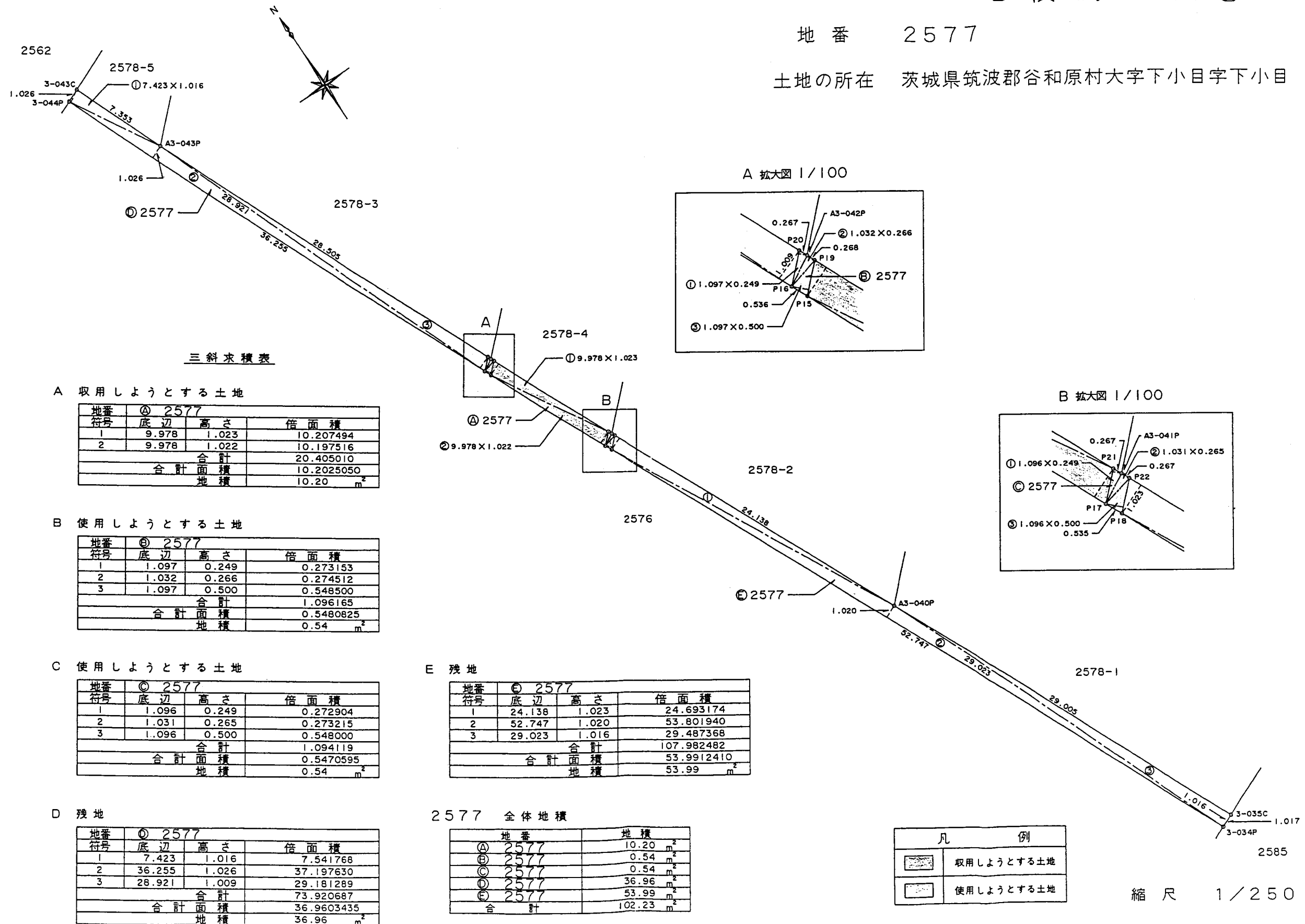
凡 例	
	取用しようとする土地
	使用しようとする土地

縮尺 1/250

# 地積測量図⑤

地番 2577

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



三斜求積表

A 取用しようとする土地

地番	㊸ 2577		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	9.978	1.023	10.207494
2	9.978	1.022	10.197516
合計			20.405010
合計面積			10.2025050
地積			10.20 m <sup>2</sup>

B 使用しようとする土地

地番	㊹ 2577		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.097	0.249	0.273153
2	1.032	0.266	0.274512
3	1.097	0.500	0.548500
合計			1.096165
合計面積			0.5480825
地積			0.54 m <sup>2</sup>

C 使用しようとする土地

地番	㊺ 2577		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	1.096	0.249	0.272904
2	1.031	0.265	0.273215
3	1.096	0.500	0.548000
合計			1.094119
合計面積			0.5470595
地積			0.54 m <sup>2</sup>

D 残地

地番	㊻ 2577		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	7.423	1.016	7.541768
2	36.255	1.026	37.197630
3	28.921	1.009	29.181289
合計			73.920687
合計面積			36.9603435
地積			36.96 m <sup>2</sup>

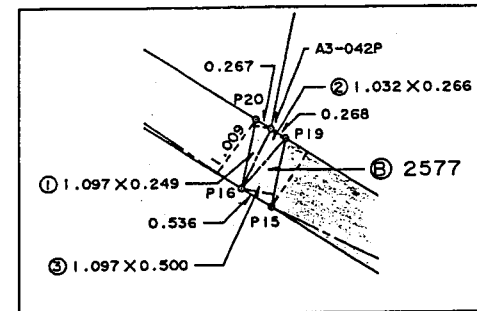
E 残地

地番	㊼ 2577		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	24.138	1.023	24.693174
2	52.747	1.020	53.801940
3	29.023	1.016	29.487368
合計			107.982482
合計面積			53.9912410
地積			53.99 m <sup>2</sup>

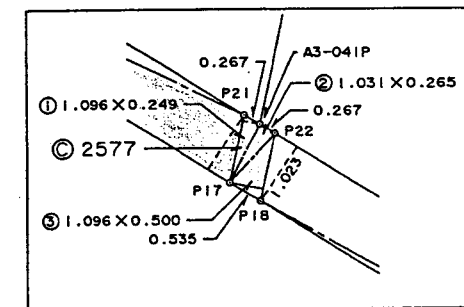
2577 全体地積

地番	地積
㊸ 2577	10.20 m <sup>2</sup>
㊹ 2577	0.54 m <sup>2</sup>
㊺ 2577	0.54 m <sup>2</sup>
㊻ 2577	36.96 m <sup>2</sup>
㊼ 2577	53.99 m <sup>2</sup>
合計	102.23 m <sup>2</sup>

A 拡大図 1/100



B 拡大図 1/100



凡 例	
	取用しようとする土地
	使用しようとする土地

縮尺 1/250

---

**公 告**

---

**●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年 4 月 8 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成14年 2 月 5 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 コミュニティNETひたち
- 3 代表者の氏名  
吉 澤 澄 夫
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県日立市多賀町 1 丁目12番10号
- 5 その他の事務所の所在地  
茨城県ひたちなか市表町14丁目 9 番地
- 6 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、情報技術修得の促進や情報技術を活用した生活情報の提供、また、少子高齢化社会への対応、学校教育の支援、図書館の運営支援などを行うことにより、多くの人々の生涯学習の促進に寄与し地域の人々がいきいきと快適に暮らせる社会を形成することを目的とする。

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営板橋大塚地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営板橋大塚地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年 2 月15日から平成14年 3 月14日まで
- 3 縦覧の場所  
龍ヶ崎市役所、牛久市役所及び江戸崎町役場

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 2 月15日から平成14年 3 月14日まで

## 3 縦覧の場所

桜川村役場

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 2 月15日から平成14年 3 月14日まで

## 3 縦覧の場所

桜川村役場

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営西の洲・甘田入地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営西の洲・甘田入地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 2 月15日から平成14年 3 月14日まで

## 3 縦覧の場所

東町役場及び桜川村役場

## ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜井地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営桜井地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 2 月15日から平成14年 3 月14日まで

## 3 縦覧の場所

真壁町役場

## ●地籍調査の成果認証

潮来市、猿島郡総和町、岩井市、北茨城市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	潮来市、猿島郡総和町、岩井市、北茨城市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	潮来市大字茂木の一部 平成12年 5 月16日から 平成13年 3 月 1 日まで 猿島郡総和町大字高野の一部 平成12年 5 月 8 日から 平成13年 3 月31日まで 岩井市大字長谷の一部 平成12年12月 1 日から 平成13年 3 月 6 日まで 北茨城市中郷町大字下桜井、上桜井の各一部、磯原町大字磯原の一部 平成12年10月16日から 平成12年12月 4 日まで
認 証 年 月 日	平成14年 2 月 6 日

## ●基幹道路の整備事業の完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌



路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
桂村道 7-05号線	東茨城郡桂村大字高久字椿戸1707-1 から 東茨城郡桂村大字孫根字桐之内356-1 まで	道路改築	平成12年 8 月 4 日

~~~~~

●建築士を対象とする講習の指定について

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年茨城県告示第1455号）第3条第1項の規定に基づき、下記の講習を建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定したので公告する。

平成14年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施法人の名称及び住所

- (1) 名 称 社団法人茨城県建築士会  
(2) 住 所 水戸市大町3丁目1番22号

2 定期講習又は特別講習の別 定期講習

3 講習の名称、目的及び対象者

- (1) 名 称 建築士のための指定講習会  
(2) 目 的 建築士の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。  
(3) 対象者 建築士一般

4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

- (1) 実施頻度 年6回（2会場ずつ3回）  
(2) 実施時期 原則として3月、7月、12月  
(3) 実施期間 1日間

5 講習の実施地

受講者数、利便性等を考慮して、県内において2以上の場所にて開催する。

6 講習の科目及び時間

| 科 目            | 時 間  |
|----------------|------|
| ① 法改正の動向       | 30分  |
| ② 契約への対処       | 60分  |
| ③ 仕様書及び見積書の対処  | 60分  |
| ④ 欠陥建物を造らないために | 60分  |
| ⑤ 室内環境         | 60分  |
| ⑥ 木造建築         | 90分  |
| 合 計            | 360分 |

7 講師の選任の方針

講習の科目に関し専門的知識を有しかつ講師として経験を有する等、講師としてふさわしい者を選任する。

8 受講料

受講料は、会場費・広告宣伝費・講演料・旅費・宿泊費・人件費・テキスト料・印刷費等の所要経費からみて適正であり、かつ受講者の過大な負担にならないよう検討し決定する。

## ●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成13年12月28日以降無効とする。

平成14年 2 月14日

茨城県麻生県税事務所長 岡 田 忠 行

| 用 途           | 種 類       | 記号及び番号                  | 枚数  | 有 効 期 間                           | 販売業者の所在地及び氏名                      |
|---------------|-----------|-------------------------|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| セメント製品<br>製造業 | 1,000リットル | J444356<br>～<br>J444357 | 2 枚 | 平成13年 7 月 1 日<br>～<br>平成13年12月31日 | 鹿島郡神栖町東和田25<br>関彰商事株式会社<br>旭硝子給油所 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)